

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の背景

住宅・土地統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための統計調査であり、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和23年の第1回調査以来、5年ごとに実施している。

本調査を令和5年に実施するに当たり、住生活関連諸施策の基礎資料をよりの確に把握するため、調査事項等の見直しを行うものである。

2 改正の概要

調査事項の変更、調査期間の変更、調査方法の明確化等を行うため、所要の改正を行うものである。

(1) 調査事項の変更

同居世帯を調査対象から除外する、居住世帯のある住宅の構造について世帯が自ら報告するように変更する等、調査事項の変更を行う。

(2) 調査期間の変更

調査期間を7日間短縮する。

(3) 調査方法の明確化

郵送調査及びオンライン調査に関する規定を新設する。

(4) その他

現代表記への変更など所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。